

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物

目次
◇監査公告 昭和二十六年鳥取県税事務所外一箇
所定期監査の結果

監査公告

◇監査公告第八十二号
地方自治法第九十九条に基き昭和二十六年度にかかる
左記解の定期監査を執行したのでその結果を次の通り公
表する。

昭和二十八年二月二十八日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 玲 鏡

同 前 田 玄 一
同 木 南 貞 治

監査執行箇所 執行年月日

鳥取県税事務所 昭和二十七年十月二十四、二十五日

米子県税事務所 同 年十一月一日

監査 概 評

鳥取、米子両県税事務所を監査した結果不正不当と認められるものなく、又、昨年の指摘要望事項は漸次改善されつつありその運営は適当と認め、両所の一般的状況を示せば次の通りである。

一、昭和二十六年度中に於ける両所の県税収入状況を比較すれば次の通りで徴収状況を県下のそれに対比すれば調定総額の五九、三%に当り収入済総額は五七、〇四%となり、両所が県財政確立上に寄与する役割は極めて重大と認められた。又両所昭和二十六年未收繰越額は県下未收繰越額の七三、〇%を占めており、今後一層努力されたい。

昭和二十六年度県税徴収状況調

所名	税種別		調定総額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	非定総額に対する収入未済額の比
	県税	税外					
鳥取	計		一五、八三三、七三三、五三	一三、三九三、三三三、九五	九六、二四、〇〇	三、四九五、三六六、五七	二〇、八五%
	税外		一、六二九、六五九、一七	九七、一五二、三三	—	六三三、五〇七、八四	三六、四三
米子	計		一五、五〇三、三三三、六九	一四、二八六、四八四、三六	九六、二四、〇〇	三三、二七、七四、四一	二一、〇三
	税外		六八、五七、三三三、〇七	一〇一、三三三、三三三、三三	—	一七、三三四、〇四三、八四	一四、五三
計	計		一、九四三、三三三、八八	一、〇三三、三三三、六九一、四	五五三、九〇	一七、三三四、〇四三、八四	一四、五三
	税外		二、七四、四九四、九四、五九	三、四三、六三三、六八、三八	九六、六七、九〇	四九、七九、三九、四一	一八、二
計	計		二、七四、四九四、九四、五九	一、八三三、二二二、二四	—	六三三、五〇七、八四	三六、四三
	税外		二、七四、四九四、九四、五九	二、四六、五四、一三、四三	九六、六七、九〇	五〇、三三三、一八七、三三	一八、一八

尚、徴収済額の中には左表の通りそれぞれ所員徴収により整理しており、これが原因は経済事情の反映と加うるに納税思想の低下により両所とも調定総額の八割乃至九割が納期限内に払込まれず滞納額となつてゐる。この状

況から見れば未收繰越の累加を認めざるを得ぬこととなるので今後納税思想の普及等にも特段の努力を望む。

昭和二十六年度滞納税額整理状況調

所名	滞納税額		滞納後納入払込額	整理状況		調定総額に対する滞納額の比	滞納額に対する所員徴収の比
	件数	金額		所員徴収額	滞納率		
鳥取	一四、一四七	一四、八七四、三三四、八七	一七、八三三、七二七、七四	七〇、八八件	七五、〇九七、五七三、五五	八〇、二%	六〇、四%
米子	一五、〇〇七	一〇、三六六、九四四、七三	三三、五〇七、七六六、八五	七、三六五	六六、九三三、六二一、一四	九〇、五%	六三、三%
計	二九、一五四	二五、二四一、二七八、六〇	五〇、三四三、〇三八、五九	一四、七三三	一四、一〇一、一八三、七〇	八四、六%	六二、四%

二、昭和二十五年以前の両所滞納繰越額は三千四百六十四万七千余円の巨額に達し、県下總繰越額の六二、三六%にも及んでゐる。然るに収入状況は四二、三%に過ぎず憂慮すべき現状である。両事務所として前述の滞納額を如何に消化するかが徴収上の悩みであり一面所長以下職員の大重責務でもある。昨年指摘した事柄であるが徴収成績に追はれるため新しいものに重点を指向し古いものは第二次的に処理する嫌があるようでありこのような状態が反復されることは一般善良なる納税者に波及する処極めて大であり今後の徴収に

も支障を来すものと思われるので今後の徴収について創意と工夫を講じられたい。
 三、悪質滞納者に対する処分が比較的放漫の傾向にあり公賣処分も殆んど貧困零細者であるために滞納処分費も徴収出来ぬ場合が多いようであるので考慮すべきである。
 四、県税事務は一般事務と異り経験者であることを一大要素とする。しかるに鳥取県税事務所には所長以下事務吏員二十五名の中三年以上の経験者一六名であり徴収係は五名である。又、米子県税事務所も所長以下二十二名の中一四名にして徴収係は三名であり税務

職員の変動には特に考慮すべきである。

五、税務職員は公正嚴格にしてしかも信頼感を以つて直接住民に接し常時多額の公金を預るので絶えず知識の向上と人格の培養等について研修をなすべきである。

又待遇改善につき特に配慮すべきである。

六、両所とも既調定に対する再調査減額が多い。課税については理論的根拠の下に課税客体を調査し信念を持つてすべきであり適宜減額するが如きことのないよう留意されたい。以上両県税務所の県税徴収成績如何は県行政を左右する重大使命をおびているので折角努力を切望する。尚両県税務所別の監査概況は次の通りである。

鳥取県税務所 昭和二十七年十月二十四日、二十五

日監査

監査委員	山 上 吟 鏡
同	前 田 玄 一
同	木 南 貞 治

監 査 概 況

一、当所の本年度第一種事業税の再調査により減額されたものは前年度分より金額、件数共減少してはいるがしかし米子県税務所の六九万余円一三二件に比し倍額近くの金額一七万四件数二七一件に及んでいる。

このような再調査による誤謬、減額訂正は課税の信頼性を甚だしく失墜することとなるので個々の事業所得の厳密調査、適正課税に留意し、再調査を最少限度に止めることに努力せられたい。

二、当所管内二十六年一般法人数は支店設置法人数を含め四百数十社ありなお増加の趨勢にあるが現在課税の未決件数は、八二件ある、米子県税務所管内の一般法人設立数三百数十社で二十六年、未決件数三二六件に比べると、課税処理状況は良好であつて結構と認めるが、しかしこれが未決のものについては絶えず督促し、課税促進に努められたい。

三、遊興飲食税の申告状況は適正税額、申告、勸奨によ

り業者数月平均三五七の約九〇%程度が申告しているが納税状況は二、三ヶ月乃至数ヶ月、甚だしいのは一ヶ年近くも滞納しているものもあるので徴収確保に不斷の努力が緊要と認める。二十六年度内の更正決定した件数一〇九件、異議の申立たもの五八件を数えている実状から見て前年度より業者との軋轢が少くなつたとは謂え將來共嚴重に資料の蒐集、実態把握検税を行ひ適正課税に一層の努力を希望致したい。

四、当所は二十七年一月より滞納整理を催告式整理方法により分納等も考慮した納得納税に努力し相当な成果を収めつつあつたが四月の鳥取大火により充分な成果を見ずして中絶したことは遺憾である。又之が採擇につき讚否両論あるようだが主管課としても之が運用に励めており、徴収成果を挙げるためにも又滞納者の納入を容易にする方法としても適策と思考するので高度の活用を促したい。

五、当所の昭和二十六年度中調定額一五五、八八二、七

一三四五二錢は全県下の三三、七%に当り収入済額は一二三、二八九、三三二四九五錢で、七九、〇九%なり県下平均率に比し、六、一%下廻つてゐる。なお翌年度繰越した未收額三二、五九三、三八〇円は県下繰越総額の四七、八三%を占めており遺憾である。更に前年度よりの未收繰越額一七、〇一三、六八三円七二錢に対する年度内収入五、二三七、一〇七四三錢は三〇、八%の徴収整理となりこれ又不振であり一層の努力を望む。

六、当所の二十七年年度への未收繰越額は三二、四九五、二六四五七錢であるがこの内罹災によるものは二二、九六〇、千余円、人員約一、八〇〇人あり前記繰越額の約七一%に達しておりこれが罹災者の救済策として県条例の規定するところに據り余儀なく一年以内徴収猶予をしているが猶予申請しているものは現在三〇〇人程度で他は罹災後市内において住居の変更或いは市外へ離散等で一時所在不明となつてゐるものがあり

その儘放置しているが既定額による徴收若しくは、徴收猶予等の何れの措置をとるとしてもその整理は容易ならぬと想像されるが漸次調査し早急何等かの結果をつけるやう努力すべきである。

七、昭和二十六年年度中の差押並びに公売状況は次表の通りで、滞納総額の二〇、一％が差押中で公売により一六一、〇二八円を収納しているが滞納総額中公売処分の滞納税額は漸く四四、四％に当り残額は担税不能を

昭和二十六年年度県税差押整理状況調

区分	滞納額		差押に対する滞納税額		差押及び公売による徴收済額		公売の結果執行停止処分	
	件数	金額	件数	本税額	件数	本税額	滞納分	計
現年度	八三六	一〇七、八〇〇、 五四、一五	一六四	一四、二五、 一〇	一	三〇〇	六九三、六三、 七〇、〇	三、七八、 九、四六〇
前年度	五七二	一七、〇三三、 六三、七三	一、〇九五	一〇、八四七、 五五、七〇	三六、七五	三六、四九、 五〇	五二、四、八四三、 七七、七	一三、六三三、 (一)
計	一四、一四七	一二四、八三四、 三三、八七	二、七〇九	二五、一〇三、 六七、七〇	三六、七五	六五、六九、 五〇	一一、八〇八、 五五、八、 三〇	二八、八、 三、二〇〇
							五、八五六	八、七〇三、 三、三〇三、 三、六八四、 八、八五

理由に執行停止して処理したい。なお之等は技術的に相当研究を必要と認めるが実施結果を見ると負担能力の殆んどないものに対し行くと、云つた憾がないでもない。又差押中の滞納税額は一六、六二九、六九七円四〇銭の巨額であり相当長期間そのままとなつてゐる。差押が長く続くと効果が薄くなり、益々納税意思をそぐものと認めるので効果的な対策を検討する必要がある。

八、当所には差押物件を格納する倉庫を持たず一時的に県会計課の倉庫を借用しているが県税徴收上から謂つて最少限のこれが物件を保管する倉庫が絶対必要と認めめるので当局の配意が望ましい。

九、入場税、遊興飲食税の検税実施した場合その実態を記録して置くため復命書を徴するか県税検査記録簿を設ける等して詳細に記録して置くことが望ましい。

一〇、滞納による未収繰越で本税の伴なうものは徴收簿(繰越)に登記し明らかにしているが本税完納となつたもので税外(延滞金加算金等)の残つたものは整理カードのみに依存し不明確になつていた。幸い二十七年年度より補助整理簿に登記し処理しつつある事は結構であるがしかし二十六年以前のものが全く記帳されてゐないので早急整理に努力されたい。

一一、出納事務は別に不正不当と思はれる事項はないが左の点考究を要する。

- (1) 各徴収員(分任出納員)より主任出納員に引継復命が遅延勝となる。即ち徴收税金を主任出納員に寄託し後日正規復命し引継ぐやうであるが三月十一日五万七千余円を復命引継し乍ら、なお二十三万一千余円を預金残として三月末に持越ししている。復命の際は当日若しくは先日迄の分を全額復命引継するよう心掛くべきである。
- (2) 現金領收証発行の際現金を落し発行してゐたものが散見されたが間違の元となるので慎重に現領発行するよう留意すること。
- (3) 税外収入金は年度区分を厳格にすべきである。即ち三月三十一日発行の現領による領収を二十七年収入としていた、又現領の取扱で年度を区分するため、本税と延滞金を別葉として発行したものと同一処理と区々であつたが何れかに統一し明確にすべきである。

米子県税事務所 昭和二十七年十一月一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡

同 木 南 貞 治

監 査 概 況

一、第一種事業税の賦課は所轄税務署の課税標準を有力参考にして、そのためその中の給与所得額が再調査の理由となり且つ減額が目立っている独自の構想により科学的に基準を求め合理的な所得額の把握に努めるべく個別調査を厳格にするよう留意せられたい。

二、第二種事業税賦課は全部のものを各業態別に列記比較の上均衡を図つて、ことは結構であるが個人別事業所得調査を總べて現地に臨み今少し詳細に爲し課税の適正に努むべきである。

三、一般法人数は三五五社にしてこれが法人事業税課税の二十六年末現在未決件数三二六件(休業法人を含む)ある。

法人事業の精査は専門技術を要するが研鑽を重ね、課税客体の把握に努める等して早急に課税の促進を図るべきである。特に鳥取県税務所の実状に比べ甚だ敷く進捗していないものがあるので格別の努力を希望する。

四、当所は間税関係の申告納入と嚴重なる検税を実施し又悪質特別徴收義務者の摘発等も強力に行う等して徴税の確保を期していることは並々ならぬ労苦を認め多とする。

五、入場券の出納は一応整理してあるも一部業者の入場券交付請求書と受払簿に番号の記載なきもの及び出納月日の不突合のものが散見されたので今後は厳格に処理されたい。

六、遊興飲食税の検税は極力実施しているようであるが課税額に対し調定減が多いのでこれが対策として最底目標額を定め申告を促しているが目標とした決定額についても更に検討を要するものがあるようである。な

お経験ある主事二名が休職中であるが適正な調査をなす上からして之に代る経験者の配置轉換を考慮されたい。又之が検税に対する記録がないので実施結果を明確にして置くためにも県税実施記録簿を設け記録して置くことが望ましい。

七、当所の昭和二十六年中における調定額は一一八、

五六七、二二二四〇七錢で県下調定總額の二五、六四

%に当り鳥取県税務所に比べ八、〇七%少ないが、何れにしても両県税務所共県下の重要部門を占めて

いる。なお之が収入率は八五、四七%で県下収入平均

率を稍々上廻っている程度であり一段と収入確保に努

められたい。又前年度よりの未收繰越額は一七、二二

四、〇四二四八四錢に対する年度内収入は五三、四五

%に当る九、四二五、四〇一四四二錢が徴收整理され

ており鳥取県税務所に比べ遙かに優位にあり喜びに

堪へない。而し尙ほ相当額未收となつているので努力

を望む。

八、二十六年中での財産差押並びに公売処分状況は左の通りであり滞納總額の五、二一%が差押中で鳥取県税務所に比し余り実施していない。即ち之が執行は他所と大同小異であるが担税力の乏しい者並に不能に近い者のみを行うようで相当額の不足額は執行停止処分とし特効を待つと謂つた憾がないでもない。当所の状況も公売結果は一割足らずが漸く收納出来た程度で残りの九割余りは不能に近いものとして処理している。又滞納処分費も二万二千余円未收のままとなつてい

昭和二十六年年度県税差押整理状況

区分	滞納税額		差押に対する滞納税額		差押及び公売による徴収済額		公売の結果執行停止		
	件数	金額	件数	本税額	件数	本税	税外	本税	税外
現年度	五、五八三	八、九七五、七五五	四、六三三	三、九一五、〇〇〇	一、四	四、九六五、一五九	四、九一五、〇〇〇	四、九一五、〇〇〇	八、二三五
前年度	九、四三三	一七、六三三、七四七、三三六	一、一七三	三、六七一、三〇〇	七、二	一、一六九、八八四、〇〇〇	一、一六九、八八四、〇〇〇	一、一六九、八八四、〇〇〇	一、一六九、八八四、〇〇〇
計	一五、〇一七	二六、六〇九、〇九二	五、八〇六	七、五八六、三〇〇	八、六	六、一三五、〇三九	六、一三五、〇三九	六、一三五、〇三九	九、四一九

更に未収として翌年度に繰越している額の二一、二二%が差押中のものである。此の状態を継続することは益々納税思想に悪影響を及ぼすので善処を望む。

九、県税の中本税のみ完納したものの之に伴う税外(延滞金加算金等)の未収は測定せずして整理カードのみに依存していたが幸い二十七年より補助整理簿を備付け記録の万全を期している。而し二十六年以前のもものは全く手が付けないので早急整備された

い。なお各種簿冊の備付記帳は良好であつた。

一〇、出納経理は二十五年不祥事件を起して以来所長以下職員一同事務処理に留意し別に不正不当と認められるものはわかつたが取扱に於て次の点留意された

- い。各出納員の徴収に係る税金は適確に引継ぐべく心掛けていた。事故未然防止の上からして留意された

い。

- (2) 滞納処分費広告料一二、五六〇円を事業税の督促に使用していたが徴税費にて支出すべきである。又自動車の借上で督促用に使っているものであつた。

- (3) 公売代金を一週間程度預金しているが、外現金として寄託し復命の際払込すべきである。

- (4) 過誤納金の取扱で左の事項は適当でなく。
 - (a) 管外ものを誤つて払込んだ所得税を本人に還付しているが西伯地方事務所振替えるべきが適当と認める。

- (b) 自動車税の還付を四、五ヶ月経過して還付しているが今少し早く整理すべきであろう。又還付の際還付金と加算金を相当期間遅れ別個に支払してゐるが一括が望ましく。
- (c) 年度を誤つたものをの還付しているが更正すべきである。